

○常総市市民協働のまちづくり推進条例施行規則

平成21年3月25日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市市民協働のまちづくり推進条例（平成21年常総市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(意見公募)

第3条 条例第8条第1号の意見公募は、条例の制定又は改廃その他市の基本的な施策を策定する過程において、当該条例等の案の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表して行うものとする。

2 市長は、前項の規定により公表した条例等の案等に対する市民の意見、情報等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見、情報等に対する市の考え方を公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、意見公募の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(市民提案)

第4条 条例第8条第2号の市民提案は、次に掲げる方法により政策等の提案をすることができる。

- (1) 窓口への書面の提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

- 2 市長は、前項の規定により政策等の提案を受けたときは、これを総合的に検討し、その結果について当該提案をした者に通知するとともに、公表するものとする。

(ワークショップ)

第5条 市長は、条例第8条第3号のワークショップを開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 内容及び参加方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 市長は、ワークショップを開催したときは、その内容及び結果について、公表するものとする。

(公聴会等)

第6条 市長は、条例第8条第4号の公聴会等を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 対象とする事案及び意見の陳述方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 市長は、事前に定めた期間内に意見の陳述の申出がないときは、公聴会等を中止し、その旨を公表するものとする。

- 3 公聴会等の会議録は、一般の閲覧に供するものとする。

(附属機関等の委員の公募等)

第7条 市長は、附属機関等の委員を選任しようとするときは、条例第8条第5号の規定により当該委員の全部又は一部を市民のうちから公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、附属機関等が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員の公募は行わない。

- (1) 法令等に構成員に関する定めがあるとき。
- (2) 高度な専門性を有する事案を取り扱うものであるとき。

- (3) 個人のプライバシーと密接に関連する事案を取り扱うものであるとき。
- (4) 行政内部の意思形成過程における検討会的なものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募しないことについて正当な理由があるとき。

3 附属機関等の委員の選任は、男女の比率、年齢構成、在任期間及び他の附属機関等の委員との兼職状況について、配慮しなければならない。

(附属機関等の会議の公開等)

第8条 附属機関等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しない。

- (1) 法令等の規定により公開しないと定められている場合
- (2) 会議の内容に非公開情報（常総市情報公開条例（平成13年水海道市条例第17号）第7条各号に掲げる非公開情報をいう。以下同じ。）が含まれている場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

2 附属機関等は、会議を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるとき又は前項ただし書の規定により会議の全部を公開しないときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 内容及び傍聴の手続
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

3 附属機関等の会議は、会議録を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

(財政的支援)

第9条 市長は、条例第9条の規定による財政的な支援（以下「財政的支援」という。）を行おうとするときは、その審議の過程及び決定の内容を公表するものとする。

2 市長は、財政的支援に係る申請書その他の書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供するものとする。

3 補助金等による財政的支援については、常総市補助金等交付規則（平成17年水海道市規則第60号）に定めるもののほか、別に定める。

（公表、閲覧及び公募の方法等）

第10条 この規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうちの全部又は一部の方法により行うものとする。この場合において、公表しようとする内容が相当量に及ぶときは、公表しようとする内容全体を閲覧することができる旨を明示した上でその一部を省略して公表することができる。

(1) 広報紙への掲載

(2) 市ホームページへの掲載

(3) 常総市公告式条例（昭和39年条例第33号）第2条第2項の掲示場への掲示

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 この規則の規定による閲覧は、閲覧に供しようとする書類を所管する各課等の窓口において行うものとする。この場合において、閲覧に供している旨、閲覧の期間その他必要な事項を公表するものとする。

3 第1項の規定は、この規則の規定による公募の方法について、準用する。

4 この規則の規定により公表し、又は閲覧に供しようとする内容に非公開情報が含まれると認められるときは、その全部若しくは一部を公表し、又は閲覧に供しない。

（登録の申請）

第11条 条例第10条第2項の申請書は、市民活動団体登録申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第10条第2項の市規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第4号及び第5号の書類は、条例第11条第1項の規定による市が行う業務への参入の機会の提供を受けようとする市民活動団体に限る。

(1) 次のアからキまでに掲げる事項を定めた定款, 規約その他これに準ずるものの

ア 名称

イ 設立目的

ウ 市民活動の内容（その活動に係る事業の内容を含む。）

エ 事務所又は活動の拠点の所在地（市の区域内に限る。）

オ 役員及び構成員に関する事項

カ 会計に関する事項

キ アからカまでに掲げるもののほか, 団体の運営に関する事項

(2) 役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿

(3) 構成員名簿

(4) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(5) 当該前年度の事業報告書及び収支決算書

(6) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める資料

（登録の公表）

第12条 条例第10条第3項の規定による登録の公表は, 第10条第1項に規定する方法により次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 登録した日

(2) 名称

(3) 設立目的

(4) 代表者氏名（法人の市民活動団体に限る。）

(5) 市民活動の内容

(6) 事務所又は活動の拠点の所在地

（変更又は解散の届出）

第13条 条例第10条第1項の登録を受けた市民活動団体は, 当該登録に係る申請の内容を変更し, 又は解散したときは, 市民活動団体登録変更・解散届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第14条 市長は、条例第10条第1項の登録を受けた市民活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 条例第2条第2号ただし書に規定する活動を行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第3条に規定する基本理念を遵守できないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、市民活動団体登録取消通知書（様式第3号）により当該取消しをした市民活動団体にその旨を通知するとともに、これを公表するものとする。

(会長及び副会長)

第15条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、市長が招集し、会長が互選されるまでの間、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(部会)

第17条 委員会が部会を設置した場合における当該部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「市長」とあるのは「会長」と、同条第2項及び第4項中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第5項中「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、市民協働の推進を所管する課において処理する。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規則第7号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

市民活動団体登録申請書

年 月 日

常総市長 殿

常総市市民協働のまちづくり推進条例第10条第1項の規定による市民活動団体の登録を受けたく、次のとおり申請します。

フリガナ				
名 称				
事務所又は活動の拠点の所在地等	〒			
	電 話 番 号		F A X 番 号	
	電子メール			
代表者氏名	Ⓜ			
構成員人数	全体 人(内訳)			
設立年月日	年 月 日(特定非営利活動法人にあっては、認証年月日)			
活動の分野				
主 な 活 動 内 容				
主 な 活 動 地 域				
市が行う業務への参入	☐ 希望する			
	☐ 希望しない			

備考 本書には、次に掲げる書類を添付すること。(第4号及び第5号の書類は、市が行う業務への参入の機会の提供を受けようとする団体に限る。)

- (1) 定款、規約その他これに準ずるもの
- (2) 役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿
- (3) 構成員名簿
- (4) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (5) 当該前年度の事業報告書及び収支決算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める運営に関する資料

様式第2号(第13条関係)

市民活動団体登録変更・解散届

年 月 日

常総市長 殿

常総市市民協働のまちづくり推進条例第10条第1項の規定による登録を受けている次の市民活動団体について、変更・解散しましたので、届け出ます。

フリガナ					
名 称					
事務所又は活動の拠点の所在地等		〒			
		電 話 番 号		F A X 番 号	
		電子メール			
代表者氏名		㊟			
変 更 の 場 合	変更前				
	変更後				
変更・解散の理由					
変更・解散年 月 日		年 月 日			

備考 変更の場合は、変更した事項が明らかになる資料を添付すること。

様式第3号(第14条関係)

市民活動団体登録取消通知書

年 月 日

名 称

所在地

代表者

殿

常総市長



常総市市民協働のまちづくり推進条例施行規則第14条第1項の規定により、
市民活動団体の登録を取り消したので、通知します。

理由：

様式第1号（第11条関係）

様式第2号（第13条関係）

様式第3号（第14条関係）